

委員会の設立関連資料

- ・本省通達 1
- ・設置要領 4
- ・運営要領(案) 5
- ・審議計画フロー図 7
- ・技術的助言を求める分野 8

国土交通省 中部地方整備局
設楽ダム工事事務所

建設省経環発第7号

平成11年6月4日

各 地 方 建 設 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
日 本 道 路 公 団 総 裁
首 都 高 速 道 路 公 団 理 事 長
阪 神 高 速 道 路 公 団 理 事 長
本 州 四 国 連 絡 橋 公 団 総 裁
水 資 源 開 発 公 団 総 裁
地 域 振 興 整 備 公 団 総 裁
住 宅 ・ 都 市 整 備 公 団 総 裁

） 殿

建設省建設経済局長

建設省所管事業に係る環境影響評価の実施体制の整備について

建設省所管事業に係る環境影響評価については、昭和60年4月1日付け建設省経環発第10号建設事務次官通知「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」の別記「建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱」により、その適切な実施を推進してきたところであるが、平成11年6月12日から環境影響評価法が全面施行されることに伴い、環境影響評価は、事業者の法律上の義務として明確な位置付けがなされるとともに、その内容も、生態系をはじめとする対象項目の拡大、事業者の実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り回避し、低減するものであるか否かの視点の取り入れ等により、一層の充実が図られることとなったところである。

これに対応して、建設省所管事業に係る環境影響評価の適切かつ円滑な実施を図るため、専門家等の技術的助言体制の充実等を内容とする貴職における環境影響評価の実施体制の整備について下記のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、昭和61年2月26日付け建設省経環発第3号建設省建設経済局長通知「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施体制の整備について」は、平成11年6月11日をもって廃止する。

記

1 環境影響評価委員会の設置等

(1) 設置

環境影響評価を適切かつ円滑に実施するため、各地方建設局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方建設局等」という。）に、地方建設局等の長を長とする環境影響評価委員会を設置するものとする。

建設省関係公団（以下「関係公団」という。）においても、環境影響評価を実施する場合には、必要に応じてこれに準じた措置を講じるものとする。

(2) 所掌事務

環境影響評価委員会は、環境影響評価法（以下「法」という。）又は地方公共団体の環境影響評価に関する条例若しくは要綱（以下「条例等」という。）に基づく環境影響評価の実施に係る基本的な事項その他の環境影響評価に関する基本的な事項について審議するものとする。

(3) 審議事項

1) 法に基づく環境影響評価の実施に係る基本的な事項

環境影響評価委員会は、法に基づく環境影響評価については、以下の手続等に係る事項のうち必要な事項について審議するものとする。

- ア．第二種事業の届出又は第二種事業に係る判定を受けることなく環境影響評価を行う旨の通知
- イ．方法書の作成
- ウ．環境影響評価の項目及び手法の選定
- エ．準備書の作成
- オ．準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解を記載した書類の作成
- カ．評価書の作成
- キ．評価書の補正

都市計画に定められる第二種事業等又は対象事業等について、都市計画決定権者から法第46条の規定に基づく協力要請があり、これに応じて必要な環境影響評価その他の協力を行う場合においても、これに準じて必要な事項について審議するものとする。

2) 条例等に基づく環境影響評価の実施に係る基本的な事項

環境影響評価委員会は、条例等に基づく環境影響評価については、その手続の趣旨及び内容を踏まえ、1)に準じて必要な事項について審議するものとする。

3) その他の事項

環境影響評価委員会は、上記の事項のほか、実施体制その他の環境影響評価に関する基本的な事項について審議するものとする。

2 専門家等の技術的助言体制の整備

(1) 専門家等の技術的助言体制の整備

対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、最新の科学的知見に基づく適切な環境影響評価を実施するため、専門家等の技術的助言体制を整備するものとする。

このため、地方建設局等においては、原則として、個別の環境影響評価ごとに専門家等から構成される技術検討委員会を設置し、又は技術検討委員会とは別に専門家等の技術的助言を求めるための適切な体制が整備されている場合にはその活用を図り、法又は条例等に基づく環境影響評価の実施に当たり科学的知見に基づく検討を要する事項について必要な技術的助言を求めるものとする。

関係公団においても、環境影響評価を実施する場合には、必要に応じてこれに準じた措置を講じるものとする。

(2) 専門家等の技術的助言を求める事項

1) 法に基づく環境影響評価の実施に当たり科学的知見に基づく検討を要する事項

法に基づく環境影響評価については、以下の手続等に係る事項のうち必要な事項について専門家等の技術的助言を求めるものとする。

ア．方法書の作成

イ．環境影響評価の項目及び手法の選定

ウ．準備書の作成

エ．評価書の作成

オ．評価書の補正

都市計画に定められる対象事業等について、都市計画決定権者から法第46条の規定に基づく協力要請があり、これに応じて必要な環境影響評価その他の協力を行う場合においても、これに準じて必要な事項について専門家等の技術的助言を求めるものとする。

2) 条例等に基づく環境影響評価の実施に当たり科学的知見に基づく検討を要する事項

条例等に基づく環境影響評価については、その手続の趣旨及び内容を踏まえ、

1) に準じて必要な事項について専門家等の技術的助言を求めるものとする。

3 地方建設局等関係機関における連絡体制の整備

環境影響評価に関して、地方建設局等、関係公団、地方公共団体及び建設省関係地方公社相互の密接な連絡を図り、環境影響評価の適切かつ円滑な実施を推進するため、必要に応じ適宜適切に連絡会議を設置すること等により、関係機関における連絡体制を整備するものとする。

中部地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領

(総則)

第1条 本要領は、中部地方整備局に環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）を設置するにあたり必要な事項を定めるものである。

(技術検討委員会の事務)

第2条 技術検討委員会は、環境影響評価を実施するにあたり対象事業の事業特性及び地域特性等を踏まえ、最新の科学的知見に基づく適切な環境影響評価を実施するための技術的助言を行うものとする。

(技術検討委員会の組織)

第3条 技術検討委員会は、対象事業の事業特性及び地域特性に精通した専門家等で構成し、委員長及び委員をもって組織するものとする。

2 委員は、事務所長が委嘱するものとする。

(会議の運営)

第4条 技術検討委員会の運営に関し必要な事項については、対象事業ごとに事務所長が別途運営要領に定めるものとする。

(技術検討委員会事務局)

第5条 技術検討委員会の事務局は、事業担当事務所に置くものとする。

附 則（平成11年6月8日建部達第14号）

この要領は、平成11年6月12日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成13年7月26日から適用する。

2 中部地方建設局環境影響評価技術検討委員会設置要領（平成11年6月8日建部達第14号）は、廃止する。

設楽ダム建設事業 環境影響評価 技術検討委員会 運営要領（案）

（総 則）

第1条 本要領は、「中部地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領」（平成13年7月26日付中部地方整備局通知第5号）第4条の規定に基づき、設楽ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

（組 織）

第2条 技術検討委員会は、別紙7名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を統括するものとする。
- 3 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

（技術的助言）

第3条 委員長は、設楽ダム建設事業環境影響評価の手続きの中で、原則として以下の事項について、事務所長からの要請を請けて技術検討委員会を招集し、技術的な助言を行うものとする。

なお、これ以外の事項についても、事務所長からの要請があった場合には、技術的な助言を行うものとする。

- ア．方法書の作成
- イ．環境影響評価の項目及び手法の選定
- ウ．準備書の作成
- エ．評価書の作成
- オ．評価書の補正

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から当該事業に係る環境影響評価評価書の公告の日までとする。

（事務局）

第5条 技術検討委員会の事務局は、設楽ダム工事事務所調査設計課に置く。

（委員長への委任）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が技術検討委員会に諮って定めるものとする。

附 則

本運営要領は、平成15年10月23日から適用する。

設楽ダム建設事業 環境影響評価
技術検討委員会 委員名簿

担当	委員氏名	現職
鳥類	<small>おがさわらあきお</small> 小笠原 昭夫	名古屋聖霊短期大学 非常勤講師
植物類	<small>さいじょうよしみち</small> 西條 好迪	岐阜大学 助教授
昆虫類	<small>さとうまさたか</small> 佐藤 正孝	名古屋女子大学 名誉教授
藻類	<small>たなかまさあき</small> 田中 正明	四日市大学 教授
ほ乳類	<small>まえだきしお</small> 前田 喜四雄	奈良教育大学 教授
水質	<small>まつおなおき</small> 松尾 直規	中部大学 教授
魚類	<small>もりせいいち</small> 森 誠一	岐阜経済大学 教授

『技術的助言を求める分野』

環境要素		工 事 実 施	完 成 後	助 言 の 要 否	助言を求める環境要素の細分又は、助言を求めない理由
大気環境	大気質			否	調査及び予測評価手法が確立しているため助言を要しない
	騒音			否	調査及び予測評価手法が確立しているため助言を要しない
	振動			否	調査及び予測評価手法が確立しているため助言を要しない
水環境	水質			要	土砂による水の濁り、水温、富栄養化、溶存酸素量、水素イオン濃度
土壌等に係るその他の環境	地形及び地質			否	重要な地形及び地質が存在しないため助言を要しない
生物の多様性及び自然環境の保全に資する環境要素	動物			要	重要な種及び注目すべき生息地
	植物			要	重要な種及び群落
	生態系			要	地域を特徴づける生態系
人と自然とのふれあいの確保に資する環境要素	景観			否	必要に応じ適宜学識経験者に助言を求める
	人と自然との触れ合いの場			否	必要に応じ適宜学識経験者に助言を求める
その他	廃棄物等			否	建設副産物の搬出量など定量的に算出可能であり、予測の不確実性等が想定されないため助言を要しない